

選 択 約 款

(空調用B契約)

2025 年 8 月 1 日実施

金沢エナジー株式会社

目 次

1. 適用条件	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	3
6. 料 金	3
7. 単位料金の調整	4
8. 延滞利息	5
9. 需給契約の精算額	5
10. 名義の変更	7
11. 契約の変更又は解約	7
12. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	7
13. 緊急調整時の措置	8
14. 守秘義務	8
15. 選択約款に定めのない事項	8
附 則	10
別 表	11

空調用B契約

1. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 設置する空調用熱源機の使用予定に基づいて契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の 600 倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が 75 パーセント以上であること。
- (6) お客さまの用地境界線における供給圧力が中圧以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合その他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約期間における 1 時間あたりの最大の使用量をいい、その小

数点以下を切り捨てたものをいいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。

- (2) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約期間において引き取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (8) 「契約最大需要期平均使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量の合計量を4で除した量をいいます。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。（小数点以下切り捨て）
$$\text{契約年間負荷率} = \text{契約月平均使用量} \div \text{契約最大需要期平均使用量} \times 100$$
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画並びに空調用熱源機の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約書に定めます。
 - ① 契約期間満了時において、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合に

は、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

② ①により契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間並びに供給地点特定番号を記載いたします。

5. 使用量の算定

(1) 各月の使用量は、原則として、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

(2) 最大使用量は、負荷計測器（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。）による算定、あるいはお客さまの過去の実績、同一業種の操業度及び使用設備の内容等を参考にして算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。

6. 料 金

(1) 当社は、別表2の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 料金は、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に定める休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(3) 料金適用開始日は、原則として、この選択契約の契約成立日以降最初の定例検針日の翌日といたします。

(4) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解約した場合、又は契約違反により供給を一時停止した場合、その月の基本料金は別表2に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は別表2の従量料金に準じて算定いたします。

(5) お客さまは、料金について、当社の指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）に、口座振替又は払い込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払い込みの方法によります。

(6) お客さまが料金を(5)の払い込みの方法によりお支払いいただく場合は、原則として、当社が指定した様式の発行に係る手数料（以下「払込票等発行手数料」という。）を申し受けます。なお、払込票等発行手数料は、一般ガス供給約款に定める金額といたします。また、払込票等発行手数料は、その月に支払義務が発生した料金とあわせて支払っていただきます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、払込票等発行手数料を申し受けません。

① ガスの供給を開始した日の翌日以降、直後の定例検針日までの料金算定期間及びその翌料金算定期間の料金を支払われる場合

- ② ガス使用契約の消滅日の直前の定例検針日以降、ガス使用契約の消滅日までの料金算定期間の料金を支払われる場合
- ③ その他特別の事情がある場合

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第4位の端数は切り捨てといたします。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

89,530 円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(4)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたり液化天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及び同3か月間におけるトンあたり液化プロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、237,480円以上となった場合は、237,480円といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トンあたり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9273 \\ & + (\text{トンあたり液化プロパン平均価格}) \times 0.0775 \end{aligned}$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、原則として、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。

ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合
- ③ 一般ガス供給約款 10 の規定によるガス使用契約の解約において、料金の算定期間が解約日の直前の定例検針日の翌日から解約日までの期間となる場合(2)延滞利息は、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合（算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント））を乗じて算定して得た金額といたします。（1 円未満の端数は切り捨て）

なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を差し引いたものといたします。

（備 考）

消費税等相当額の算定方法は、別表 1 (5) のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3) の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額及び契約最大使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が判明した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)及び(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の 600 倍未満（小数点以下切り捨て）の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{最大使用量} \\ \text{倍率} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{ccc} \text{契約最大} & & \\ \text{使用量} & \text{実 績} & \\ 600 \text{ 倍} & \text{年 間} & \\ \text{に相当する} & \text{使用量} & \\ \text{年間使用量} & & \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る月別契約量に各月の単位料金} \\ \text{を乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下第} \\ \text{4 位を四捨五入した額} \times 3 \end{array}$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額を超えない範囲で算定するものいたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月あたり平均実績使用量÷最大需要期の平均実績使用量）×100をいいます。（小数点以下切り捨て）〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものいたします。

$$\begin{array}{l} \text{年間負荷率} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{ccc} \text{負荷率 75} & & \\ \text{パーセント} & \text{実 績} & \\ \text{に相当する} & \text{年 間} & \\ \text{年間使用量} & \text{使用量} & \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る月別契約量に各月の単位料金} \\ \text{を乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下第} \\ \text{4 位を四捨五入した額} \times 3 \end{array}$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額を超えない範囲で算定するものいたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \\ \text{未達精算額} \end{array} = \left(\begin{array}{ccc} \text{契 約} & & \text{実 績} \\ \text{年 間} & \text{—} & \text{年 間} \\ \text{引取量} & & \text{使用量} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る月別契約量に各月の単位料金} \\ \text{を乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下第} \\ \text{4 位を四捨五入した額} \times 3 \end{array}$$

(4) 契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \text{超過精算額} \end{array} = \left[\begin{array}{cc} \text{最大の1時間} & \text{契約最大} \\ \text{あたりの} & \text{使用量} \\ \text{使用量} & \times 1.05 \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当単価} \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくは本契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は本契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して本契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（1の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (3) 経済産業大臣の勧告若しくは改善命令があった場合、関連法令（税法を含みます。）が変更された場合、又は社会的及び経済的変動がはなはだしくこの選択約款に基づく契約の存続が不適当と認められる場合には、当社は契約期間中であっても本契約を変更又は解約することができるものといたします。

12. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは11(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約の解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \frac{\text{解約日の翌月から} \quad \text{契約終了月までの} \quad \text{残存月数}}{\text{契約種別の} \quad \text{基本料金} \quad \text{相当額}} \times$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約最大使用量より減少する新たな契約を締結するときには、当社は契約の解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{cc} \text{前契約の} & \text{新契約の} \\ \text{1 か月あたりの} & \text{1 か月あたりの} \\ \text{基本料金} & \text{基本料金} \end{array} - \right] \times \frac{\text{解約日の翌月から} \quad \text{前契約終了月までの} \quad \text{残存月数}}{\text{基本料金}}$$

- (3) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約最大使用量より増加する新たな契約を締結するときには、当社は契約中途解約精算額を申し受けません。

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の料金表の基本料金を次の算式によって引き下ろします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{(1) 料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \frac{\text{定額基本} \quad \text{料金}}{\text{調整時間}} \times \frac{\text{1 時間あたりの平均調整量}}{\text{当該月の時間数} \quad \text{契約最大使用量}}$$

$$\begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{(2) 料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \frac{\text{流量基本} \quad \text{料金単価} \times \text{契約} \quad \text{最大} \quad \text{使用量}}{\text{調整時間}} \times \frac{\text{1 時間あたりの平均調整量}}{\text{当該月の時間数} \quad \text{契約最大使用量}}$$

14. 守秘義務

- (1) お客さまはこの選択約款の内容について守秘義務を遵守するものといたします。また、お客さま及び当社は、この選択約款に基づく本契約の内容及び契約の締結により知り得た相手方の情報について守秘義務を遵守するものといたします。
- (2) お客さま及び当社は、(1)の規定に反し、第三者に開示又は漏洩して相手方に損害を与えたときは、これを賠償しなければならないものといたします。

15. 選択約款に定めのない事項

- (1) この選択約款並びに本契約に定めのない事項については、一般ガス供給約款による他、双

方協議して定めるものといたします。

- (2) 契約期間内に、一般ガス供給約款を改定した場合は、この選択約款及び本契約は改定後の一般ガス供給約款に準ずるものといたします。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。

2. 7 単位料金の調整(2)②237,480 円（以下「調整上限」といいます。）について

調整上限は、2022 年 9 月から 11 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更及びこの選択約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

3. 本選択約款実施に伴う早収料金、遅収料金及び延滞利息の取扱い

- (1) 旧選択約款 6（料金）の早収料金、別表 1（料金の算定方法）、別表 2（料金表）については、料金の算定期間の末日が本選択約款の実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

なお、旧選択約款 6（料金）の遅収料金については、料金の算定期間の末日が 2025 年 6 月 30 日までとなる料金に適用いたします。

- (2) 6（料金）(2)、8（延滞利息）については、料金の算定期間の末日が本選択約款の実施の日以降となる料金に適用いたします。

別 表

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定し、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- 料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

料金は、1か月あたりとし、消費税等相当額を含みます。

(1) 定額基本料金

1 契約につき	その他期	66,000.00 円
	冬 期	66,000.00 円

(2) 流量基本料金

1 立方メートル につき	その他期	2,035.00 円
	冬 期	5,830.00 円

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	98.505 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。